

条件付一般競争入札心得

1 趣旨

岩手県県民の森森林ふれあい学習館等映像展示機器更新業務委託に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この入札心得、条件付一般競争入札公告、条件付一般競争入札説明書、仕様書、設計図書及び契約書案（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札書を紙媒体により提出しなければならない。
- (2) 前項以外の方法により提出された入札書は受理しない。

3 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札等

- (1) 入札書は、郵送、電送によるものは認めない。
- (2) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (3) 入札書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ア 入札年月日「令和8年10月1日」
 - イ 頭書に「入札書」である旨記載
 - ウ 入札金額
 - エ 入札件名「岩手県県民の森森林ふれあい学習館等映像展示機器更新業務委託」
 - オ あて名「岩手県知事」
 - カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏名を記載したうえで、頭書に「代理人」と記載するものとする。）
- (4) 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回は認めない。なお、提出前の入札書の記載事項を訂正する場合は訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。
- (5) 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 入札の不参加

- (1) 入札参加資格基本事項を確認の結果、資格を有すると認められた者は、入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、事前に申し出る必要はないが、開札後に入札に参加しなかった理由について調査することがある。

- (2) 入札書提出後の書換え、引換え、撤回又は不参加の申出は一切認めないこと。
- (3) 第1項の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 入札の延期、取り止め等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者の質問等により設計図書の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札書提出期限以前であるときは、訂正後の設計図書を入札執行機関で閲覧に付すとともに、入札書提出期限、開札日等について延期することがある。この場合、変更後の入札書提出期限、開札日等については入札執行機関で示すものとする。
- (3) 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めることがある。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。
- (5) 競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札を取り止めることがある。

7 入札の無効等

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）に該当する入札
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 入札書に記名押印をしていない入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - カ 明らかに連合その他の不正な行為によると認められる入札
 - キ 同一業務委託の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
 - ケ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - コ 入札参加資格確認書類を提出しない者のした入札又は入札参加資格の審査のための指示に応じない者のした入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次に該当する入札は取り消すことができる。
 - 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

8 落札候補者の決定

- (1) 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示により、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札保証金 免除とする。

11 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が条件付一般競争入札公告又は条件付一般競争入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の10分の1以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
 - ウ 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - エ 官公署、政府出資法人又は県出資法人と契約を締結するとき。
 - オ 契約金額が50万円以下であり、かつ、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (3) 契約保証金は、落札者が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

12 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札等に関する照会先
岩手県農林水産部森林保全課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話 019-629-5797